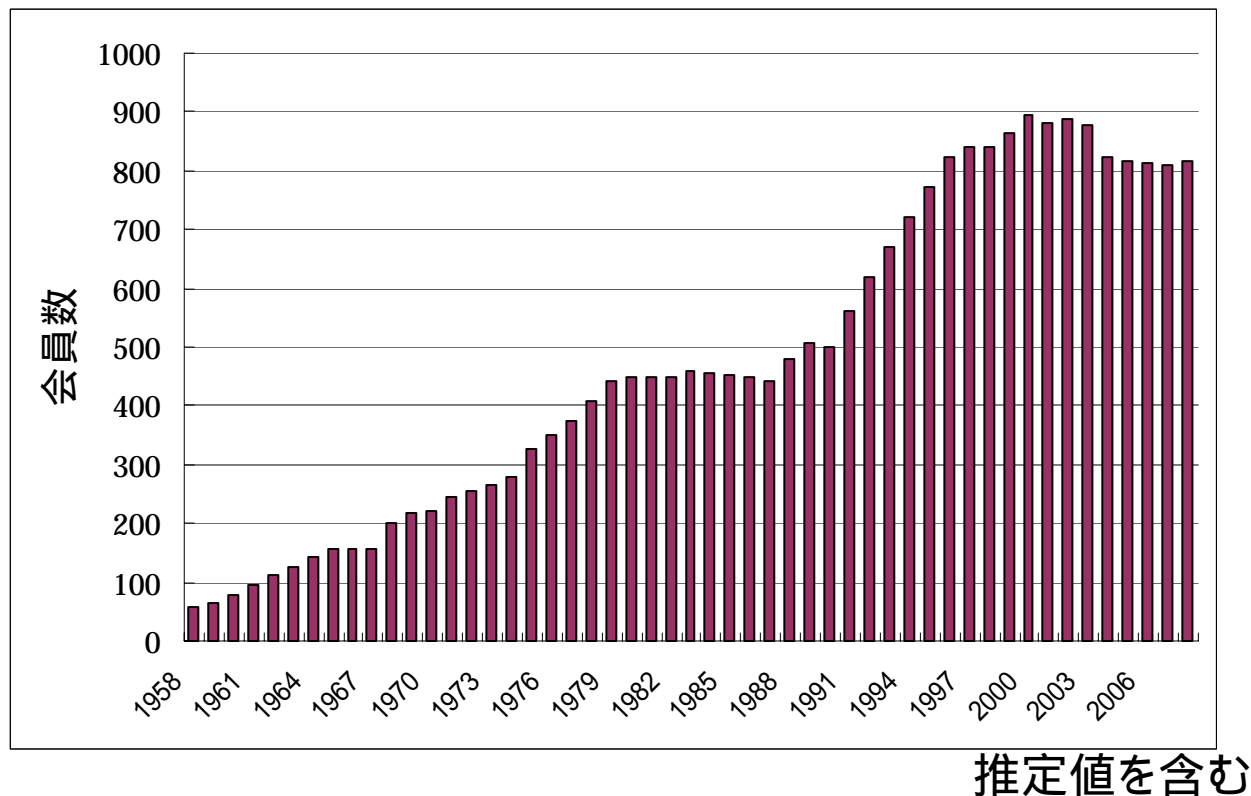


# 日本地下水学会の活動

- ・地下水に関する研究者、技術者等の交流の場
- ・学会誌、図書の発行
- ・講演会、シンポジウムの開催



# 益々広がる日本地下水学会の使命

- ・環境資源としての価値認識(湧水、湿地、水質保全)
- ・水資源としての価値の再認識(気候変動、良好な水質)
- ・帯水層の熱利用
- ・地下空間利用

会員相互の学术交流の場から、  
地下水に関わる諸課題の解決に貢献し、社会の発展に  
寄与する団体へ。

# 任意団体としての活動の長短

任意団体とは、町内会、同窓会、ボランティア団体等、目的や意志を持って活動している団体であるが、法律に基づく権利能力を有さない団体。

## 任意団体であることの優位点

- ・外部からの制約を受けず、自由な活動
- ・会員向けのサービス(学術交流)に徹することが出来た
- ・財務経理面での厳格さが要求されない

## 任意団体であることの問題

- ・学会名での契約が不可能(代表者名での個人契約となる)
- ・受託事業を行うことが不可能
- ・学会への寄付金が非課税とならない
- ・会費以外の収入(講演会費等)が課税対象となるおそれ

# 法人化の必要性の認識

- ✓ 広く一般社会、市民、行政との連携を深めるためには、法律に基づく権利(法人格)を有した団体であることが望ましい。
- ✓ 地下水学の専門家集団として、公益性の高い調査・研究事業を他の法人(研究機関等)から受託するためには、法人格が必要。
- ✓ 地下水に関する普及啓発のための図書出版、講演会事業が公益事業と認められるためには、(公益)法人となることが必要。
- ✓ 活動規模拡大とともに、学会の運営、財務経理状況の信頼性確保が重要であるが、このためには法人として、法に基づく適切な処理が望ましい。

2005年度から常任委員会において、法人化移行の可能性検討を開始

# 法人化移行検討の経緯

- ✓ 2006年に文部科学省に公益社団法人設立相談。会員数、財政規模が比較的小さいことを理由に困難との回答
- ✓ 2007年度から今年度はじめにかけて、日本地下水学会とは別に、法人格の受け皿として、NPO法人設立の検討。2008年5月の総会において報告
- ✓ 本年12月より施行される、「公益社団法人制度の抜本見直し」に伴い、公益社団法人認定取得が可能であるとの専門家見解が得られた。本年8月から専門家に検討の一部を委託し、公益社団法人設立の検討を開始

# 公益社団制度の抜本的見直しとは

- ✓ 従来の公益社団法人において、公益性の面から様々な問題が指摘されていたため、公益社団法人の健全な成長の目的のため、制度を抜本的に見直すための法律が成立。
- ✓ 従来の、主務官庁の自由裁量、縦割り制度廃止。
- ✓ 社団法人は、「公益社団法人」と「一般社団法人」に区分。「公益社団法人」となるためには、内閣総理大臣又は都道府県知事による公益認定が必要。
- ✓ 従前の公益社団法人は、5年以内に公益認定を受けれないと、一般社団法人となる。
- ✓ 従前、任意団体であっても、まず、一般社団法人となった後、公益認定を受ければ、公益社団法人となることができる。

# 公益認定の条件

☆次のような条件を満たせば、認定が受けられます。

## 主な認定基準

- 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
- 公益目的事業比率が50/100以上の見込みか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か
- 認定取消し等の場合公益目的で取得した財産の残額<sup>(※)</sup>相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する旨を定款で定めているか 等

## 欠格事由

- 暴力団員等が支配している法人
- 滞納処分終了後3年を経過しない法人
- 認定取消し後5年を経過しない法人 等

# 公益社団法人の遵守義務等

## 遵守事項

- 公益目的事業比率は50/100以上
  - 遊休財産額は一定額を超えないこと
  - 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
  - 理事等の報酬等の支給基準を公表
  - 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等
- 
- 法律に基づいた定款、規則の改定
  - 学会の会計システムの変更
  - 理事長(会長)、理事(常任委員)、監事(新設)に法的責任
  - その他



# 公益社団法人化検討の今後の予定

